

東北農業試験研究推進会議運営要領

（目的）

第1条 この要領は、研究業務実施規程（23規程第121号。以下「規程」という。）

第11条の規定に基づき、規程に定めるもののほか、東北農業試験研究推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（推進会議の運営）

第2条 推進会議には、次の各号に掲げる会議を設け、運営する。

- 一 本会議
- 二 研究戦略会議
- 三 推進部会

（本会議）

第3条 本会議では、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 東北農業に係る技術的課題
 - 二 東北農業の研究推進方向
 - 三 産学官連携の促進
 - 四 研究成果の普及・実用化の促進
 - 五 その他必要な事項
- 2 本会議の構成者は、別表に掲げる者のほか必要に応じ会議責任者である東北農業研究センター所長（以下「会議責任者」という。）が指名する。

（研究戦略会議）

第4条 研究戦略会議では、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 東北における農業研究の推進方向
 - 二 共同・連携方策
 - 三 競争的資金、共同研究課題等
 - 四 その他必要な事項
- 2 研究戦略会議の構成者は別表に掲げる者のほか、必要に応じ会議責任者が指名する。

（推進部会）

第5条 推進会議には、別表に掲げる推進部会（以下「部会」という。）を設け、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 当該部会で対応すべき技術的課題
- 二 技術的課題に対応した共同研究等の促進
- 三 東北地域に普及すべき研究成果
- 四 国から推薦を依頼される研究成果

五 その他必要な事項

- 2 会議責任者は、別表により部会長を指名できる。部会長は、関係の試験研究推進状況を総合的に把握し、その推進を図るための会議を企画・立案し、その運営を行う。
- 3 会議責任者は、必要に応じて副部会長を設けることができる。
- 4 部会は、必要に応じ関係部会長が協議して、複数の部会を合同で開催することができる。
- 5 部会は、部会長の責任のもとに分科会・研究会・検討会等（以下「分科会等」という。）を開催することができる（別記）。

（事務局）

第6条 推進会議の総合調整等に係る事務を行うため、事務局を東北農業研究センター研究推進部に置く。また部会および分科会等に運営事務局を置く。

（その他）

第7条 農林水産省農林水産技術会議事務局と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び県試験研究機関との連携の基本は、農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱（19農会第850号）、農業研究及びその成果の普及・実用化推進要領について（19農会第851号）、都道府県等の試験研究に係る国立研究開発法人の役割を定めた都道府県農林水産業関係試験研究事業実施要領（56農会第1831号）および都道府県農業関係試験研究事業取扱要領（61農会第1890号）による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、平成15年4月1日から実施する。
- 3 この要領は、平成15年10月1日から実施する。
- 4 この要領は、平成16年4月1日から実施する。
- 5 この要領は、平成18年4月1日から実施する。
- 6 この要領は、平成19年10月1日から実施する。
- 7 この要領は、平成20年4月1日から実施する。
- 8 この要領は、平成22年4月1日から実施する。
- 9 この要領は、平成23年4月1日から実施する。
- 10 この要領は、平成23年10月1日から実施する。
- 11 この要領は、平成24年4月1日から実施する。
- 12 この要領は、平成25年4月1日から実施する。
- 13 この要領は、平成26年4月1日から実施する。
- 14 この要領は、平成27年4月1日から実施する。
- 15 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 16 この要領は、平成28年8月29日から実施する。
- 17 この要領は、平成30年12月4日から実施する。
- 18 この要領は、令和元年11月1日から実施する。

- 19 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 20 この要領は、令和 4 年 1 1 月 1 日から実施する。
- 21 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別 表

会議の種類と運営責任者並びに参集者

会議(部会)の種類		運 営 責 任 者 (会議の長又は部会長等)	構成及び参集者			
			国立研究開発法人試験研究機関	公設試験研究機関	行政・普及部局	そ の 他
本 会 議		東北農業研究センター 所長	東北農業研究センター所長、研究推進部長、研究領域長、農業放射線研究センター長、水田輪作研究領域長補佐、事業化推進室長、研究推進室長、果樹茶業研究部門果樹生産研究領域長補佐	代表場所長及び企画調整責任者	東北農政局生産部長及び担当官、県主務課長及び試験研究調整担当者	会議責任者が必要と認める者
研究戦略会議		東北農業研究センター 研究推進部長	東北農業研究センター所長、研究推進部長、研究領域長、農業放射線研究センター長、水田輪作研究領域長補佐、事業化推進室長、研究推進室長、産学連携コーディネーター、農業技術コミュニケーター、みどり戦略・スマート農業コーディネーター、果樹茶業研究部門果樹生産研究領域長補佐	代表場所の企画調整責任者及び研究部門代表者	東北農政局生産部長及び担当官、県試験研究調整担当者、農業革新支援専門員又は上記の者が指名する者	会議責任者が必要と認める者
推進部会	作物生産	東北農業研究センター 水田輪作研究領域長	国立研究開発法人試験研究機関及び公設試験研究機関の関係者（原則として国立研究開発法人にあっては研究推進部長、研究領域長、農業放射線研究センター長、水田輪作研究領域長補佐、研究推進部各室長、産学連携コーディネーター、農業技術コミュニケーター、みどり戦略・スマート農業コーディネーター、研究グループ長等、果樹茶業研究部門果樹生産研究領域長補佐）		東北農政局担当官、県普及指導員ほか	部会長が必要と認める者
	生産環境	東北農業研究センター 緩傾斜畑作研究領域長				
	畜産飼料作	東北農業研究センター 緩傾斜畑作研究領域長				
	野菜花き	東北農業研究センター 畑作園芸研究領域長				
	果 樹	果樹茶業研究部門果樹 生産研究領域長補佐				

別 記

分科会等の開催について

1. 分科会等の運営

分科会等の運営に当たっては、要領第5条第1項に記載される検討のほか、東北農業の重要な研究課題の解決に向けた情報交換等を行う。また、活発な意見交換を通じて、人材育成にも貢献する。

2. 分科会等の運営責任者は、各部会の部会長または会議責任者の指名する者とする。

3. 開催に当たっての手続き

- ① 部会長は、開催計画（開催を予定する研究会等の名称、開催日時、会場、議題、運営事務局等）を、事務局あてに提出する。
- ② 事務局は、①の開催計画を取りまとめ、所議で協議した上で、東北農業研究センター所長名の文書等にて県及び関係機関に通知するものとする。
- ③ 部会長は、②の通知後直ちに開催要領を作成し、所議で協議した上で、県及び関係機関に通知するものとする。

4. 開催要領の要件

開催要領には、下記の項目を明記することとする。

- ① 会議等の名称
- ② 趣旨
- ③ 開催日時
- ④ 会場（所在地）
- ⑤ 議題
- ⑥ 参集範囲
- ⑦ 運営事務局等連絡先

東北農業試験研究推進会議を構成する諸会議の体系図

